

一般社団法人北市川スポーツクラブ会費及び手数料などに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般社団法人北市川スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第7条の規定に基づき、会費及び手数料などに関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員及び賛助会員（以下「会員」という）は、次に掲げる金額をクラブに納入しなければならない。

(1) 会員

区分 会費の額

中学生以下 1 人 1,000 円/月

高校生以上 1 人 1,600 円/月

(2) 賛助会員

1 口 30,000 円

2 会員の会費の納入は、2 か月ごとの口座引き落としまたは、現金支払いとする。

3 賛助会員の会費の納入は、年払いのみとする。なお、複数口の納入も可能とする。

(手数料)

第3条 会員は、登録や更新の際、次に掲げる手数料をクラブに納入しなければならない。ただし、賛助会員はこれを不要とする。

(1) 登録手数料 1,000 円

(2) 更新手数料 1,000 円

(その他)

第4条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は理事会で別に定める。

附則

本要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する